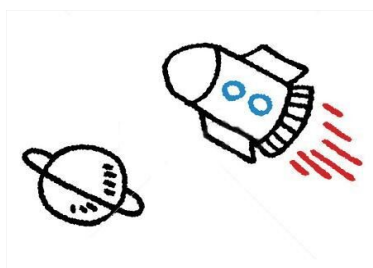




リップル保育園 CNT 高花 Ⅱ

重要事項説明書



2025 年

1 事業運営主体

事業者の名称		株式会社リップル研究所
代表者氏名		代表取締役 大崎紳介
主な事業所	所在地	さいたま市大宮区宮町3-1-6
	電話番号	048-780-2813
登記簿上の本部所在地		さいたま市中央区鈴谷9-10-6
事業所のメールアドレス		ripple@ripplehoikuen.com.co

2 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	「保育所保育指針」に基づき、養護及び教育を一体的に行う。 良質な生育環境を提供し、生きる力の基礎を育てる。
運営方針	I 保育所の生活をととして子どもを主体とした「最善の利益」を守る。 II 豊かな経験や学びのなか、生きる基礎を育む。 III 保育所職員と保護者、地域と一緒に子どもたちの成長と安全を守る環境を作る。

3 利用施設及び提供する保育の内容

(1) 保育所概要

名 称	リップル保育園 CNT 高花Ⅱ
所 在 地	千葉県印西市高花1-8-1 ポルト高花内
電話番号	(Tel) 0476-36-7608 (fax) 0476-36-7616
メールアドレス	takabana2@ripplehoikuen.com
認可年月日	令和4年3月31日 小規模保育事業（A型）
管理者氏名	中島 奈壮美
利用定員	19名

(2) 施設の概要

敷 地	賃貸借物件	
建 物	鉄骨構造 1 階	
施設の内容 面積 (㎡)	0 歳児保育室	11.20 ㎡
	1 歳児保育室	45.8 ㎡
	2 歳児保育室	40.9 ㎡
	調理室	25.40 ㎡
	トイレ (子ども用・大人用)	19.66 ㎡
	職員室	14.70 ㎡

(3) 保育の提供(当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。)

・利用乳幼児が4月1日の時点で3歳に達したとき
・3号認定の子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(4) 連携施設

※連携園の概要：卒園児の受け入れ

施 設 名 称	住 所
社会福祉法人すくすくどろんこ会 かぐろ杜の保育園	印西市鹿黒南2-3-1 ※1名
社会福祉法人すくすくどろんこ会 小倉すくすく保育園	印西市小倉673-7 ※1名
社会福祉法人すくすくどろんこ会 ちいさな杜の保育園	印西市鹿黒南2-3-3 ※2名
社会福祉法人調和の森 コスモスの丘ひがし保育園	印西市草深1671-2 ※2名
社会福祉法人筑波匠仁会 にじの原のつなぐ保育園	印西市草深1208-15 ※1名
株式会社NOVA NOVAバイリンガル印西東の原保育園	印西市東の原1-1-7 ※1名

(5) 年間行事予定

行 事 内 容	
4 月	おめでとうの会・端午の会・身体測定・避難訓練・防犯訓練・お誕生会
5 月	身体測定・避難訓練・防犯訓練・お誕生会・内科検診
6 月	夏遊び・身体測定・避難訓練・防犯訓練・お誕生会・歯科検診
7 月	七夕の会・身体測定・避難訓練・防犯訓練・お誕生会
8 月	夏祭りごっこ・身体測定・避難訓練・防犯訓練・お誕生会
9 月	保育参加・身体測定・避難訓練・防犯訓練・お誕生会
10 月	親子参加行事・ハロウィンパーティー・身体測定・避難訓練・防犯訓練 お誕生会・内科健診
11 月	身体測定・避難訓練・防犯訓練・お誕生会
12 月	クリスマス会・身体測定・避難訓練・防犯訓練・お誕生会
1 月	身体測定・避難訓練・防犯訓練・お誕生会
2 月	節分の会・身体測定・避難訓練・防犯訓練・お誕生会
3 月	ひな祭り会・うさぎ組お別れ遠足・お別れの会・身体測定・避難訓練 防犯訓練・お誕生会

※行事予定はその年度の社会情勢等により変更になることがあります。

(6) 食事の提供について

給 食 おやつ他	自園調理にて提供しています。 献立表は翌月分を毎月月末までに配布しています。
アレルギー	「園での健康管理について」をご参照ください。
衛生管理	調理係、調乳係、保育従事者全てにおいて毎月検便を行っています。 毎年健康診断を全員受診し、結果を印西市の指導監査において開示しています。

4 職員配備(令和7年4月時点)

職種		常勤職員		非常勤職員		
施設長		1	人			保育施設責任者（保育士）
保育従事者	副主任	1	人			
	保育士	1	人	3	人	
	看護師		人			
専任講師				1	人	英語教師（1名）
調理員		1	人	2	人	給食班：栄養士兼調理員3名

- (1) 保育室内に職員紹介を表示しています。
- (2) 「印西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守した職員配備を行っています。
- (3) 調理員はリップル保育園 CNT 高花 I と兼務しています。

5 保育所の開所日及び時間

開 所 日	月曜日から土曜日
開 所 時 間	7時から20時まで ※土曜日のみ7時から17時まで
延 長 保 育 時 間	印西市が認定した保育の利用時間を超えた保育時間 ※開所時間内に限る
休 所 日	日曜日・祝祭日・年末年始

お子さまの体調、出欠席の情報は、職員間における情報共有を徹底する為、

必ず朝登園前（8時30分迄）にルクミーでの連絡をお願い致します。

6 嘱託医

小児科 はぐくみBaby&Kidsクリニック 川戸 仁 医師
 印西市西の原5-12-2
 電話0476-85-6492

小児歯科 高花歯科クリニック 荻原 弘樹 医師
 印西市高花5-2-1
 電話0476-46-8241

7 非常災害対策

消 防 計 画 届 出	牧の原消防署 令和6年7月届出 防火管理者 中島 奈壮美
消火・避難訓練	消火訓練及び避難訓練を毎月1回実施
防 災 設 備	自動火災・煙感知器、誘導灯、消火器
避 難 場 所	(第1避難場所) 高花小学校 (第2避難場所) 船穂中学校

【近隣管轄】

消 防 署	印西市牧の原消防署 印西市牧之原2-3 ☎ 0476-46-9992
警 察 署	印西警察署 印西市大森2514-13 ☎ 0476-42-0110

8 災害等緊急時の対応

(1) 緊急時における園児引き渡しの基準

1. 引き渡し基準					
想定される緊急事態					降園方法
地震	震度5弱以上				
	印西市内				
	震度4以下でも園児に危険が及ぶと判断した場合				お迎え依頼
台風	交通遮断・地域被害状況大				(電話/ルクミー等)
大水	保育園施設に被害発生				・保護者への引き渡し
大雪	その他園児に危険が及ぶと判断したとき、				・登録者への引き渡し
火災	消防からの避難指示				・緊急連絡の上
竜巻 等	通常降園で園児の安全確保が難しいと判断した場合				保護者からご指示の
不審者	園児に危険が及ぶと判断したとき、				あった方への引き渡し
	警察からの避難指示				
	通常降園で園児の安全確保が難しいと判断した場合				
交通事故	通常降園で園児の安全確保が難しいと判断した場合				
※その他保育園園長が必要と判断した場合は、上記に関わらず適切に対応いたします					

*鉄道等の「計画運休」が発表された際、職員体制を十分確保できないと判断した場合は登園自粛のお願いをすることがあります。

(2) 臨時休園等の取扱いについて

印西市から特段の指示等がない限り、印西市臨時休園等対応基準に則り以下のとおり対応します。

ア 開園時間前に台風や豪雨が予想される場合

開園前に気象庁から特別警報等又は印西市から警戒レベル3以上が発令され、当園が指定区域に該当する場合は、臨時休園とします。

イ 同日中に台風や豪雨の特別警報や警戒レベルの発令が解除された場合

原則、同日を休園とする。翌日以降の保育のための体制を整え、保護者へ連絡等を行います。

ウ 登園後に臨時休園に該当する特別警報又は警戒レベル3以上が発令された場合

園児及び職員の安全を第一に考え、施設の状況や地域の状況に応じて、保護者の安全に配慮したうえでお迎えを依頼するなど、適宜状況を判断して、必要な措置を講じます。状況によっては、周知している避難場所、その他安全と判断した場所へ園児を避難させる場合があります。

エ その他の状況判断

臨時休園に該当する警戒レベルが発令され、開園前に同警戒レベルの発令が解除された場合、原則通常開園としますが、施設の状況や保育の体制など安全性が保てることを確認したうえで開園します。

なお、安全を確保できない場合、又は開園するまでに時間を要し、開園時間が遅れるなどの場合は、速やかに保護者へ連絡します。鉄道等の「計画運休」が発表された場合等、職員体制を十分確保できないと判断した場合は登園自粛のお願いをすることがあります。

9 賠償責任保険の加入

保健の種類		
賠償責任保険	1 事故につき 3 億円	1 名につき 1 億円
傷 害 保 険	死亡・後遺障害：3 百万円	入院：日額 3 千円

10 運営委員会委員

※12 運営に関する事項 参照

責任者	大崎紳介（代表取締役）	☎ 090-9142-7141
社内委員	大崎直美（保育部長）	☎ 090-5192-5163
施設長	中島 奈壮美（施設長）	☎ 0476-36-7608
第三者委員	都築 真理子（印西市議会議員）	☎ 080-8735-6069
保護者委員	(保護者より選出) ひよこ組、りす組、うさぎ組 保護者	

【相談・苦情受付委員】

総括責任者	大崎紳介（代表取締役）	☎ 090-9142-7141
相談・苦情受付担当	大崎直美（保育部長）	☎ 090-5192-5163
	中村政己（施設長）	☎ 0476-36-7607
	中島 奈壮美（施設長）	☎ 0476-36-7608
受付メールアドレス	naomi-osaki@ripplehoikuen.com.co	
第三者委員	都築 真理子（印西市議会議員）	☎ 080-8735-6069

※申出方法

園受付カウンターに苦情申出書と申出方法のご説明を掲示いたしております。
また、直接電話、メールで施設長又は上記担当までご連絡いただけます。
頂いた内容により、第三者委員会を開催して問題解決に当たります。
どのような問題、苦情でも真摯に受け止め早期解決に向けて努力いたします。

11 児童虐待防止への取り組み

- (1) リップル研究所の設置者及び職員は児童福祉法 33 条の 12 各号に掲げる以下の行為
その他、当該児童の心身に有害な影響を与える行為を禁止する就業規則について
誓約しています。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第 5 条、第 6 条に基づき虐待の早期発見に努め
虐待を受けたと思われる児童、乳幼児を発見した場合は速やかに関係機関に通告します。
虐待が疑われる職員については、事実確認の上、適正な処分をします。
- (3) 社内定期職員研修及び社外児童虐待防止等の研修を受講しています。
また定例の職員会議において情報の周知、交換を行い職員の意識向上を図っています。

12 運営に関する事項

(1) 保護者参加行事

- ① 保護者会（クラス懇談会） … 年1回開催予定
- ② 保育参加、おたのしみ会、お誕生会（個人面談）、お別れの会、その他

(2) 運営委員会と苦情委員会

定例運営委員会を年2回開催予定

（構成） リップル研究所取締役役員、施設長、第三者委員 保護者委員

良質な保育提供のための意見交換等、保育園運営の向上に努めています。

※ 苦情事項が発生した場合は、苦情委員会を緊急招集します。

(3) 自己評価及び第三者評価

- ①職員は毎年、保育内容等について自己評価を行い、その結果や様々な関係者からの御意見等を基に、保育園としての自己評価を行い、保育の質の向上に努めます。
- ②千葉県が指定した評価機関による第三者評価受審を5年毎実施し、運営の更なる向上を図ります。

13 園での健康管理

(1) 登園前、ご自宅にて朝の健康チェックをお願いします。

検温の記録とお子様の様子及び外傷については、ルクミーと口頭で職員にお伝えください。

※登園前の検温で 37.5℃以上の場合登園は控え、顔色、排便、子どもの状態を注意深く観察して、異常が見られた場合は受診をお願いします。

※24時間以内に 38℃以上の熱が出ていた場合は登園を控えてください。

※健康や怪我等、体の状態がいつもと異なる場合は報告してください。

感染症と診断または疑いのある方の送迎はご遠慮ください。

（判断がつかない場合は事前にご相談ください）

(2) 保育園では、毎日2回検温しています。

(3) 保育中に発熱 37.5℃以上又は、日頃と違った様子が見られた場合は、ご連絡します。

38℃以上の発熱は、お迎えをお願い致します。

※ その際の第一連絡先は職場とさせていただきます。

※ 職場以外の場合は連絡先をお知らせください。

(4) 感染症に罹患した時について

- ① 感染症発症時はルクミーで配信、または玄関に「お知らせ」として文書掲示します。
- ② 「印西市登園許可証明書」に記載の感染症に罹患した時は治癒するまで登園停止となります。再登園時、医師記入の「登園許可証明書」が必要です。
- ③ 「印西市登園届」に記載の感染症（お腹の風邪、胃腸炎も含む）に罹患した時は登園出来ません。再登園の際には「登園届」が必要です。
再登園の目安は、医師の指示及び「印西市登園許可証明書内の目安」を参考に判断をお願いします。

* 水様便が出た時、嘔吐があった際は、お迎えをお願いします。

* 24 時間以内に、水様便・嘔吐がある場合は、感染が蔓延する恐れがあるため登園を控えてください。

* 嘔吐等の胃腸症状については、症状が治まり 24 時間（感染期間）以上経過し普通食の摂取が可能であれば登園可能です。

* インフルエンザ 発症した後 5 日間経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること。
(2017 年 11 月学校保健安全法より)

* 新型コロナウイルス 発症日を 0 日目として 5 日間経過し、体調が回復してから
更に 24 時間経過していること

14 与薬について

医療行為に当たるため原則として与薬は行いません。

但し、次に該当する場合に限り対応することとしておりますので、ご相談ください。

与薬対応が可能となった場合は、受診時に、通園していることを伝え「1日2回服用」処方にして頂くようご協力をお願いします。

① 園でお預かりできるのは医師処方薬のみです。

「与薬票」（園書式、保護者記入）「薬剤情報提供書」（お薬手帳に記載）と共に
登園時、職員に手渡しにてご依頼ください。

＊ 「与薬票」は1枚1日分としてお受けできます。

（1週間使用する場合は、○日～○日までと記入。）

＊ 紛薬は記名し、1日1回分のみ、お預かりします。

＊ 水薬は1回分だけをご用意ください。容器等については薬局でご相談ください。

＊ 日焼け止めクリーム、虫よけスプレーは、お預かりできません。

ご自宅でのご使用をお願いします。

＊ 虫よけリング等の使用は誤飲防止の為、禁止いたします。

（ムヒパッチを使用する際は、ムヒパッチの上から保護テープを貼り、日付・名前を記入し、連絡帳にその旨の記載、登園時に保育者へお伝え下さい。）

② ホクナリンテープ等をご家庭で貼布して登園する際は、テープに日付・名前を記入し、必ず貼布の旨をお伝えください。

尚、ご家庭で内服された薬等がある場合にもお知らせください。

24時間以内に解熱剤使用をされての登園は固くお断りいたします。

15 予防接種について

- ① お子様の予防接種は医師に相談し、計画的に進めましょう。
- ② 接種直後の登園は副反応発症の恐れがあるため、降園後の接種をお願い致します。
接種後はルクミーに記録し、登園の際に接種した旨をお伝えください。

16 アレルギーについて

- ① 前月に献立表、食材表を配布します。ご確認の上、食材等の事前摂取をご家庭でお願いします。ご家庭で未摂取の食物は、園では提供できません。
- ② 食物アレルギーと診断、若しくは疑わしいと思われる場合は、必ず園にお伝えください。
ご相談の上、除去食の提供、お弁当持参も可能です。除去食提供をご希望の場合は、医師の診断書（『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』）が必要となります。
- ③ アレルギー症状の変化に係わらず、年1回の（年度内・年度初めまで）診断書（『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』）の提出をお願いします。

17 健康診断と身体測定

全 園 児	健康診断	年2回、嘱託医が健康診断を行い結果はルクミー内「健康診断」欄に記載、 医師からの伝達事項がある場合のみ個別連絡をします。 年1回、嘱託医が歯科検診を行い結果は、ルクミーにてお知らせします。
	身体測定	毎月1回、身長、体重の計測をし、ルクミー内『身体測定』欄に記録します。

18 その他

- ① 保険証と受給証のコピーの提出をお願いします。
- ② 朝は洗顔をし、丁寧に顔を拭いて登園してください。
- ③ 事故や感染症予防の為、爪は短く清潔に保つことをお願いします。

園で爪を切ることが出来ません。ご協力をお願いします。

【 保育園からのお願い 】

☆ 全ての持ち物（洋服・下着など）に大きく記名をお願いします。

☆ 園児の送迎者は、必ず事前登録をお願いします。

☆ 園の外での私語は、近隣へのご迷惑になりますので禁止事項としています。

また、近隣住民の方々との良好な関係を築いていくため、進んで挨拶をお願いいたします。

★『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの) 健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもリップル保育園CNT高花Ⅱが皆様の大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

① 園は子どもたちがそれぞれに関わりあいながら、様々なことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等も含む）、関わり合いに伴う噛みつきやひっかき、ケンカなどは起こります。保育園として、当然事故の起らない様に対策を行います。保育士ひとり一人においてもしっかりと見守ってまいりますが、子ども1人に保育士1人がついていない状況ではありません。ケガを予防できないことが起こることもご理解いただけますようお願い致します。

保育中お子さんにけがが生じた場合、生命にかかわる怪我と判断した場合は、保護者の方に連絡の上、病院受診や救急通報での搬送を致します。

また、ケガの大小にかかわらず、病院受診の場合は、保護者の方にも病院に来ていただき、一緒に診療内容の確認をしていただきます。

② お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる（長時間の）集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることもあります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果につながることをご理解ください。

③ 保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、
「保育所で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子様は日々、集団
の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたち
に望ましくない影響が起こりうることはお控えください。

園の敷地内、行事の会場等では必ず安全のルールに従ってください。

他の子どもたちや家族、園職員の写真等を許可なく撮る、撮った写真や個人情報
等を許可なく使用するのは禁止です。園内は防犯及びお子様の安全担保のため
カメラを設置し録画をしております。保護者・外部への閲覧は園の判断といたし
ます。園に許可なくレコーダーなどでの録音、録画もおやめください。

医療・宗教上の理由がない特別扱い（食事、生活習慣、感染症発症時の登園、
予防接種未接種等）はできません。

④ 給食の異物混入、アレルギー食材の誤食、処方薬の誤投（与）薬については、
起こらないようできる限り努めてまいりますが、絶対に起こらないとお約束
することはできない点をご了承ください。集団保育の中であること、
医療を主目的とした場ではないことをどうぞご理解ください。



たくさんのお願いをいただきましたが、
すべてはお子様の安全と幸せをお守りするためと
考えております。

どうぞ、お子様の大切な育ちの時期を、私どもと一緒に見守り
過ごしていただけますようお願い致します。

リップル保育園CNT高花Ⅱ

【 保育料・延長保育料・その他諸経費 】

- ① 各保護者の方にご負担いただく保育料は、印西市が利用負担額を決定します。
毎年、利用負担額査定が9月に行われるため、利用負担額の変更があります。
ご注意ください。

- ②保育料の納付は、園指定の銀行口座へお振込みいただきます。（下記振込先参照）

振込先	
千葉銀行	千葉ニュータウン支店
普通口座	3701027
	株式会社 リップル研究所
※振込手数料は保護者様負担です	

※保育料は銀行振込での納付となります。

月末までに翌月保育料をお振込みください。

まとめてお振込みをご希望の方は、事前にお申し込みください。

まとめ納付時期

第1期 4月5日迄	4月～8月（5カ月分）
第2期 9月5日迄	9月～12月（4カ月分）
第3期 1月5日迄	1月～3月（3カ月分）

上記、表以外のまとめ納付は、事務手続き煩雑の為お断りいたします。

お振込み人の名義は、保護者様お一人の名前もしくはお子様のお名前でお振込みください。（常時、同一名義での振込をお願い致します）

- ③入園時購入品と毎月の経費

スモック	2,200 円
園帽子	1,320 円
おたより袋・名札	600 円

4,120 円 消費税込

集金袋にて現金精算

毎月の経費（行事費・製作費等、その他）

1,000 円 （消費税込）

集金袋にて現金精算

※別途、年初に、日本スポーツ振興センターの共済掛金、「300 円（350 円の内 50 円は
保育園が負担）」の集金がございます。

④延長保育料

印西市認定の保育時間（標準時間契約 7 時～18 時・短時間契約 8 時 30 分～16 時 30 分）
各保護者により保育時間が異なりますが、契約保育時間を超えて保育をする場合
延長料金を頂きます。

標準時間保育の場合 18 時 00 分以降 10 分毎に 100 円 20 時（閉所）迄

短時間保育の場合 7 時より 8 時 30 分まで 10 分毎に 100 円

16 時 30 分より 10 分毎に 100 円 20 時（閉所）迄

閉所時間 20 時を過ぎた場合 20 時より 15 分毎に 2,000 円

土曜保育の場合 17 時より 15 分毎に 2,000 円

※定額料金はありません。

※令和 8 年度より延長料金変更予定

☆お迎え時間が 18 時 30 分を過ぎましたら軽食を摂ります。

※事前にお迎え時間が 18 時 30 分を過ぎる場合は、軽食を持参して下さい。

（個包装の煎餅やビスケット等に限る）

※軽食を忘れた場合は、1 食 60 円（消費税込み。）で提供致します。

翌月の集金袋にて集金させていただきます。